笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例（平成２８年笠間市条例第２３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は，条例において使用する用語の例による。

（協議の提出部数）

第３条　この規則の規定により市長に提出する協議書の提出部数は，正本１部，副本１部とする。

（抑制区域）

第４条　条例第６条第２項の規則で定める抑制区域は，別表第１に掲げる区域とする。

（事前協議）

第５条　条例第８条に規定する協議は，事前協議書（様式第１号）に別表第２に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

（説明会の報告）

第６条　条例第９条第２項に規定する報告は，行政区等説明会報告書（様式第２号）を提出することにより行うものとする。

（実施協議）

第７条　条例第１０条に規定する協議は，事業実施協議書（様式第３号）に別表第３に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

（終了の通知）

第８条　条例第１１条に規定する終了した旨の通知は，協議終了通知書（様式第４号）により行うものとする。

（工事着手等の届出）

第９条　条例第１２条第１項の規定する届出は，工事届出書（様式第５号）を

提出することにより行うものとする。

２　条例第１２条第２項に規定する届出は，事業計画取下書（様式第６号）を提出することにより行うものとする。

（変更等の協議）

第１０条　条例第１４条に規定する協議は，変更協議書（様式第７号）に別表第２に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して提出することにより行うものとする。

（立入調査証）

第１１条　条例第１６条第２項に規定する証明書は，立入調査証（様式第８号）とする。

（指導，助言又は勧告）

第１２条　条例第１７条第１項に規定する指導又は助言は，指導・助言通知書（様式第９号）により行うものとする。

２　条例第１７条第２項に規定する届出は，協議記録簿（様式第１０号）を市長に提出することにより行うものとする。

３　条例第１７条第３項に規定する勧告は，勧告書（様式第１１号）により行うものとする。

（公表）

第１３条　条例第１８条第１項に規定する公表は，笠間市公告式条例（平成１８年笠間市条例第３号）に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（弁明の機会）

第１４条　条例第１８条第２項に規定する弁明の機会の付与は，弁明の機会の付与通知書（様式第１２号）による通知により行うものとする。

２　前項の規定により通知を受けた事業者は，当該公表に係る弁明をしようとするときは，公表に関する弁明書（様式第１３号）により，行わなければならない。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

	該当区域	法令根拠
1	茨城県立自然公園内 自然環境保全地域 緑地環境保全地域	自然公園法 自然環境保全法
2	都市計画決定された都市施設内	都市計画法
3	茨城県土砂災害警戒区域に指定されている上部位置	土砂災害防止法

別表第２（第５条関係）

書類の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	事業区域を赤線での囲み，方位	２，５００分の１を標準	
土地利用計画図	方位，事業区域の境界，予定設備の設置位置，接続道路状況	１，０００分の１以上	
土地造成計画平面図	方位，事業区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分	１，０００分の１以上	
土地造成計画断面図（縦断図・横断図）	切土又は盛土をする前後の地盤面	１，０００分の１以上	高低差の著しい箇所について作成
公図の写し			事前協議以前３箇月以内に発行されたものとする
事業区域内の土地の登記事項証明書			事前協議以前３箇月以内に発行されたものとする（写し：可）
他法令による許認			

可等を受けている場合はその写し			
その他市長が必要と認める書類			

別表第３（第７条関係）

書類の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
事業計画書			
土地利用計画図	方位，事業区域の境界，予定設備の設置位置，接続道路状況	１，０００分の１以上	
土地造成計画平面図	方位，事業区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分	１，０００分の１以上	
土地造成計画縦断図・横断図	切土又は盛土をする前後の地盤面	１，０００分の１以上	高低差の著しい箇所について作成
行政区等説明会報告書			
工事行程表			
防災工事計画書			
その他市長が必要と認める書類			